

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成31年2月22日（平成31年（行個）諮問第25号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（行個）答申第116号）

事件名：本人の申出に関する特定署の「聴取事項報告書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月12日付け特定記号2-257号により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の全部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示された内容について、拝見したところ、特定個人Aとその取り巻きたちの答弁に、何一つ説明になっているものはございません。嘘と隠蔽に満ちたものであり、私にとっては、突っ込みどころ満載です。

不開示理由として「事情聴取の手法の一部が明らかになることにより・・・事情聴取を拒否したり・・・回答を躊躇・・・」とありますが、聴取する側がまともな結果を得ようともせず、そして聴取を受けた側は、嘘に満ちた回答をしているのです。その上、以前にも書きましたが、これらの結果を利用して、私に対する「不適切な治療行為」に至ったのです。

これは、「適正な事務の遂行」なのでしょうか？不開示理由に書いてあるようですが、能書きをたれているだけにしか見えません。更に言えば、双方に対して損害賠償ができるのでは？と、考えます。

それに、「開示請求者以外の特定の個人を識別できる・・・」とあり

ますが、当方は、「犯罪」ともいうべき内容を詳らかにしようとしているのです。この場合で言う個人情報の保護とは、「犯罪」する人たちの保護にしか見えません。

繰り返しますが、当方は、特定個人Aとその取り巻きに対して、何度も説明を求めているのに、まともな対応と回答をしてくれないから、ずっと怒っているのです。

目下のところ、取り締まる立場にある局の「税務調査」もできないエリート様に用はありません。「しっかりしてくださいよ」、と申し上げたいだけです。（大げさと言うべきか）「悪の元凶」を自分の手で制裁したいだけです。

以上の理由により、不開示部分の開示を求める次第です。

(2) 意見書

(前略)

現在、自分の気持ちとしては、何で、争いの当事者でない上部の部署と闘っているのだろうと思っています。

そもそも、事の発端は、元特定税務署長特定個人A及び平成27・28事務年度の幹部の面々が、私に対して、納得のいく説明（というより、説明をしてくれない）をしていないことにあります。そして、国税局の総務部総務課課長補佐等が、まともな調査をしていないからです。税務職員たる者ウラを取ったりするのが本当の税務職員だと思うのですが、全く垣間見られない。そして、当該調査によって、間髪入れずに、意味も解らないまま精神病院に通院させられ、移動後しばらく後に、不本意が消えず当該精神病院の医者と喧嘩腰で、休診を勝ち取ったところ、「妄想的障害」という病名を初めて知らされたという屈辱。

要するに、当時特定税務署の首脳部たちは、人の話を聞いていないのです。その上で私に対して、上層部の組織を介在させ、不適切な対応を行ってきたのです。もっと言えば、人権を、尊厳を踏みこみにしていると言っても過言ではないでしょう。

前置きが長くなりましたが、ここで、平成30年（行個）諮問第226号（注意：ここで蒸し返して申し訳ありません）、及び平成31年（行個）諮問第25号にある理由書について、意見を述べていきたいと思えます。

(中略)

次に、平成31年（行個）諮問第25号についてですが、法14条1項2号、7号の規定を用いて、開示及び不開示の検討をしてございます。冒頭でも申し上げたとおり、自分も目下法の勉強中であるところ、法14条2号イを用いた説明には、とても違和感を覚えます。法14条2号イにある「知ることができ、又は知ることが予定されている・・・」

云々ではなく、同条同号ハで論じるべきではないでしょうか。また、法14条7号についても、根拠として触れておられますが、本件に係る「物事の根源」が「適正」、「適切」の要素を具備していないのに、不開示情報とされなければならないのでしょうか。到底納得がいきません。「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ことをしているのは、矢張り、特定個人Aさん、特定個人Bさん、そして、当時の幹部で会った貴方たちなのです。

改めて再度申し上げたいのは、特定税務署内の「不適切な対応」をした輩が、上部組織に、「不適切な対応」のお片棒を担がせているということです。それから、局上層部の怠慢です。更にもっと言えば、当時の特定税務署の首脳部の面々が、私が何を聞いても絶対に答えてくれないのは、「法に触れる何か」をしているから、という結論にしか行き着かないのです。

我々国税職員の立場は、全てにはならないのですが、物事を税法に当てはめること以前に、真理の探究であると思います。別な面での論じ方によって変わってしまいますが、私に不利益を及ぼした人たちは、国税職員としてのモラルを守っているのでしょうか。ある人は、真理の探究を妨害し、ある人は、真理の探究を杜撰に行い……。とても、嘆かわしいことです。

以上、全面的な情報開示を求めます。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書に記載された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報として、別紙の2に掲げる文書に記載された保有個人情報をそれぞれ特定した上で、平成30年11月12日付け特定記号2-257号により、別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）は、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定を行った。

これに対し審査請求人は、原処分において不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条2号について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の

特定の個人を識別することができるものを不開示情報と規定した上で、同号イにおいて、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を不開示情報から除外している。

(2) 法14条7号について

法14条7号は、国の機関が行う事務であって、開示することにより、次の掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(3) 本件不開示部分のうち開示が相当であると認められるもの

本件不開示部分のうち別表2の部分は、国税局職員（以下「局職員」という。）と特定税務署職員（以下「署職員」という。）とのやりとりである。その内容は、原処分で開示された「面接結果報告書」と同旨の内容であり、当該部分を審査請求人に伝えている内容であることから法14条2号ただし書イに該当し、また、国税当局の服務に関する事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないため、同条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

(4) 本件不開示部分のうち不開示が相当であると認められるもの

上記(3)において開示すべきとした部分（別表2参照）以外の部分は、署職員の意見を局職員に対して述べたものであると認められ、審査請求人以外の個人の情報であり、法14条2号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しないと認められることから不開示とすることが相当である。

(5) 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分は開示することが相当であるが、その余の部分については、法14条2号の不開示情報に該当することから、同条7号について検討するまでもなく、原処分が妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成31年2月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月7日 | 審議 |
| ④ | 同月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和元年9月26日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 令和2年1月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情

報である。具体的には別表1の1欄に掲げる文書番号1ないし3に記録された保有個人情報であり、処分庁は、別表1に掲げる部分を、法14条2号及び7号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別表2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当該部分には、特定署職員が特定局職員による聴取に対して述べた内容が記載されているものと認められる。
- (2) これらの情報は、それぞれの文書に記載された被聴取者である職員の氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者（審査請求人）以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) そこで、法14条2号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、開示した部分の内容は、特定署職員に対する聴取の結果として開示請求者に伝えられている内容であるのに対し、本件不開示維持部分のこれらの内容は、開示請求者に伝えられていない旨説明しているところ、これを覆すに足りる事情はない。そうすると、本件不開示維持部分は、開示請求者が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、審査請求人は、意見書において、当該部分が法14条2号ただし書ハに該当する旨主張するが、本件不開示維持部分は、特定署職員が勤務時間内に聴取者から聴取を受けた際の発言内容等ではあるものの、職場で嫌がらせ等を受けているとの審査請求人からの申出に対し、当事者又はそれに準ずる者という立場で聴取を受けた被聴取者にとっては、職務として聴取を受けたものではないことから、同号ただし書ハには該当しない。

- (4) 次に、法15条2項の部分開示について検討すると、原処分において被聴取者の氏名が開示されているため部分開示することはできない。
- (5) したがって、当該部分については、法14条2号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号に該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求保有個人情報

私の申出を受け平成29年1月19日に局職員が特定署で特定署職員に聴取した事項をまとめた「聴取事項報告書」及び私と面接した結果をまとめた「面接結果報告書」

2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

私の申出を受け平成29年1月19日に局職員が特定署で特定署職員に聴取した事項をまとめた「聴取事項報告書」

別表 1

1 文書 番号	2 文書名	3 一 連番号	4 頁	5 不開示部分
1	聴取事項報告書 (申述者：特定 個人A分)	1	1	18行目から19行目35 文字目
		2	2	30行目から31行目
		3	3	5行目から6行目
		4		36行目から39行目
		5	4	6行目24文字目から7行 目30文字目
		6		24行目31文字目から2 6行目
		7		27行目5文字目以降
		8		28行目5文字目から29 行目
2	聴取事項報告書 (申述者：特定 個人B分)	9	1	17行目以降(ただし括弧 書き数字を除く。)
		10	2	1行目から2行目
		11		7行目から26行目
		12	30行目から37行目(た だし括弧書き数字を除く。)	
13	3	5行目33文字目から38 行目(ただし括弧書き数字 を除く。)		
3	聴取事項報告書 (申述者：特定 個人C分)	14	1	17行目以降(ただし括弧 書き数字を除く。)
		15	2	1行目から22行目(ただ し括弧書き数字を除く。)
		16		24行目39文字目から2 5行目

(注) 行数の数は、空白行は行数に数えない。また、文字数の数は、句読点も1文字と数える。

別表 2（諮問庁が開示すべきとする部分）

1 文書 番号	2 別表 1 の一連番号	3 頁	4 諮問庁が開示すべきとする部分
2	9	1	2 2 行目
	1 1	2	7 行目から 1 1 行目
	1 3	3	1 1 行目から 1 5 行目 4 文字目
			1 6 行目
		1 8 行目 1 0 文字目から 1 9 行目 4 文字目	
3	1 5	2	1 7 行目から 1 9 行目

（注）行数の数は、空白行は行数に数えない。また、文字数の数は、句読点も 1 文字と数える。